

静岡県告示第134号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-（4-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）	令和5年3月11日
N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類（通称名MET）	令和5年3月11日
（8R）-N，N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9，10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1V-LSD）	令和5年3月11日
1- [1-（3-メチルフェニル）シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類（通称名3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）	令和5年3月11日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。